

総合評価競争入札ガイドライン

指導検査課

平成27年4月

<総合評価競争入札ガイドライン>

目 次

1	はじめに	1
2	対象工事	2
3	技術評価点の審査及び評価	2
4	評価項目の設定〔簡易型〕	2
5	建設工事共同企業体の評価	1 3
6	技術評価等の確認について	1 3
7	履行状況による成績評定の減点について	1 4
8	よくある質問と回答	1 5

<参考>

総合評価競争入札（簡易型）の落札者決定基準
企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方（別図）

総合評価競争入札ガイドライン

1 はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

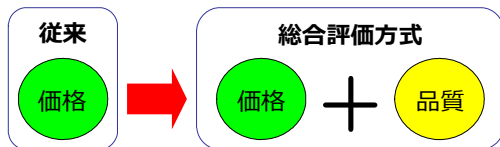
本ガイドラインは、京都府が発注する建設工事において、総合評価競争入札を試行するにあたり、円滑な入札契約を実施するため、必要な手順等を示すことを目的としている。したがって、総合評価競争入札案件の共通的な内容を記述しているが、各案件の内容については、公告文や特記仕様書を確認の上、入札に参加すること。

(2) 総合評価競争入札とは

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされ、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価競争入札の適用を挙げている。

総合評価競争入札の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

■ 品質を評価する入札契約制度の導入



<総合評価方式の効果>

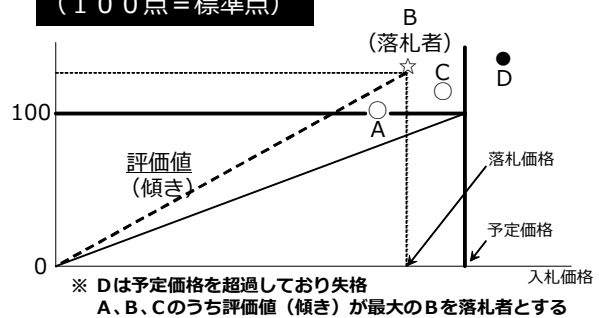
- ① 品質の確保
- ② 談合が行われにくい環境の整備
- ③ 施工計画書の事前評価 → 周辺住民等への迷惑が軽減
→ 工事中の安全性が向上
- ④ 業者の育成と技術力向上 → 不良不適格業者の排除
→ 地域力向上（災害対応等）

- 加算点等は学識経験者の意見を聞いて決定（評価項目、評価基準は事前に公表）

■ 工事価格と品質（性能等）を相対的に評価

$$\text{評価値 (除算法)} = \frac{100 \text{点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \quad ※ 0 \leq \text{加算点} \leq 8 \sim 50$$

(100点 = 標準点)



2 対象工事

- (1) [標準型] 技術提案を求めるタイプ
ライフサイクルコストを評価する場合や大規模案件等の技術的な工夫の余地が大きい工事
京都府総合評価競争入札委員会で個別に落札者決定基準を定める(ガイドライン対象外)
- (2) [簡易型]
- 技術重視型 簡易な施工計画を求めるタイプ
土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 4,500 万円以上のもの
- 地域活性型 簡易な施工計画を原則求めないタイプ (必要に応じて求める場合がある)
- A タイプ 土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 2,500 万円以上のもの
: 技術者項目 = 過去の工事成績評定点
- B タイプ 土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 1,000 万円以上 2,500 万円未満のもの
: 技術者項目 = 所有する国家資格

3 技術評価点の審査及び評価

技術評価点は、あらかじめ設置する各ブロック技術審査会で審議の上、決定するものとする。

4 評価項目の設定 [簡易型]

(1) 施工計画

ア 品質管理、施工管理・安全管理等

<技術重視型(必須項目)> 2又は3項目 各項目2点

<地域活性型(選択項目)> 1項目2点

評価内容	加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1.5点
必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)	1点
必要事項の記載がないものがある。	0点
記載がない又は不適	失格

(ア) 仕様書程度の記述ができていれば1点(標準)、仕様書より劣る内容でも、当該記述が課題に即した内容ならば0点を加算点とする。

(イ) 白紙や記述が不適な場合(品質管理が課題であるのに安全管理の記述になっている等)は失格とする。

(ウ) 現場条件をしっかりと調査し、これに対する課題の抽出、具体的な対応策の記載があれば工夫と認める。

(エ) 具体的な記述がなければ工夫と認めない。

(オ) 民間技術を活用する場合は、使用用途や効果、注意点等が記載されていなければ、工夫と認めない。

(カ) オーバースペックは工夫と認めない。

a ハイスペックの材料を用いることは、工夫と認めない。

b 交通整理員の単純な増員は、工夫と認めない。

(キ) 発注者が指定した仕様(品質基準など)を変更するものは工夫と認めない。

a 「用心鉄筋を500mm間隔のところ、250mm間隔とします。」は工夫と認めない。

(2) 配置予定技術者

配置予定技術者について、複数の候補者を記入することは認めない。

ア 同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点：1点

<技術重視型及び地域活性型 A タイプ (必須項目)>

工事成績評定	加算点
80点以上	1点
77.5点以上 80点未満	0.9点
75点以上 77.5点未満	0.8点
72.5点以上 75点未満	0.7点
70点以上 72.5点未満	0.6点
67.5点以上 70点未満	0.5点
65点以上 67.5点未満	0.4点
65点未満または実績無し	0点

(ア) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人が発注した同規模工事で、入札公告日の前年度以前15年間及び入札公告日の年度中で入札公告日までの間に工事成績評定通知書が発行されたものを評価する。（平成27年度においては、平成12年4月1日から入札公告日までの間に工事成績評定通知書が発行された同規模工事）

(イ) 同規模工事の要件は次を標準とする。

- a 予定価格が概ね4,500万円以上の土木一式工事又は舗装工事の場合：最終請負額が2,500万円以上の土木一式工事又は舗装工事
- b 予定価格が概ね2,500万円以上の土木一式工事又は舗装工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の土木一式工事又は舗装工事

(ウ) 当該工事の契約書の写し、監理技術者又は主任技術者として従事したことを証明するもの、工事成績評定を証明するものを提出する。

(エ) 当該工事の契約書の写し、監理技術者又は主任技術者として従事したことを証明するものについては、コリンズ（工事カルテの写し）をもって替えることができる。

注意：入札参加資格要件において、施工実績を求める場合（例えば、杭工事等の施工実績やトンネル工事の施工実績を求める場合）における当該実績の証明については、コリンズ（工事カルテの写し）は不可としており、取扱いが異なるので注意すること。

(オ) 工事の途中で技術者の交代がなされ、当該経験工事に従事した技術者が複数いる場合は、当該経験工事で従事期間が最も長い技術者のみを評価する。（従事期間が短い他の技術者は評価しない。）

イ 配置予定技術者が有する国家資格：1点 <地域活性型 B タイプ (必須項目)>

配置予定技術者の有する国家資格	加算点
1級国家資格または技術士	1点
2級国家資格者	0.5点
国家資格なし	0点

(ア) 国家資格を証するものの写しを提出する。（監理技術者証の写し可。ただし、国家資格欄が鮮明なものに限る。）

(イ) 国土交通大臣特別認定者を除く。

ウ 技術者の継続教育(CPD): 0.8点 <技術重視型・地域活性型(必須項目)>

配置予定技術者の2年間のCPD取得単位	加算点
30単位以上	0.8点
15単位以上29単位未満	0.5点
15単位未満	0点

【評価対象となるCPD】

(ア) 証明団体

(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会又は(公社)土木学会(以下、「証明団体」という。)が証明するCPDを対象とする。

(イ) 有効なCPD単位

入札公告日を最終日として、過去2年間に取得した単位(入札公告日の2年前の日から入札公告日までの間に取得した単位)を有効とする。

例:平成27年4月1日公告の場合:平成25年4月1日から平成27年4月1日まで

(ウ) 有効な証明書

入札公告日と同一年度に発行された証明書に限る。

<参考図:総合評価競争入札における有効なCPDの考え方について>

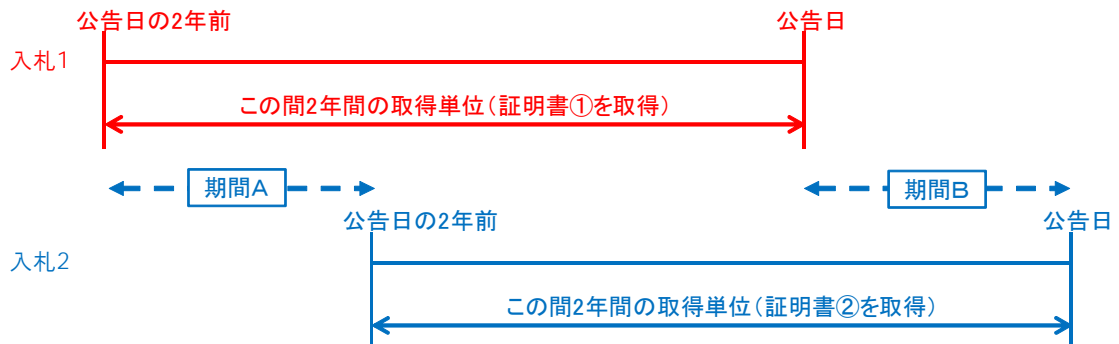


【CPD取得単位の確認方法等】

(工) 証明方法の考え方

時期の異なる入札案件毎に証明期間が異なるため、証明方法については以下のとおりとする。

<参考図:証明方法の考え方について>



○入札1: 証明書①

●入札2: 証明書②

又は

証明書①(入札公告日と同一年度内に発行された証明書に限る。)

- 「期間Aで対象外となった単位(自己申請)」

+ 「期間Bで新たに取得した単位(自己申請)」(自己申請に係るCPDの証明書は不要とするが、受講証明書(CPD認定プログラムに限る。)が必要)

(オ) 証明に必要な提出資料

証明団体において発行される学習履歴証明書(証明団体によって名称は異なる。)の写しを提出する。また、併せて、CPD単位の取得履歴がわかる資料(全国土木施工管理技士会連合会であれば学習履歴明細書)を提出する。

【留意事項】

(カ) 複数団体で取得したC P Dの合計では評価しない。

例：全国土木施工管理技士会連合会 10 単位 + 日本技術士会 10 単位 = 10 単位（20 単位ではない）→ 0 点

【参考】

C P Dに関する詳細（取得・証明等）については下記H Pで確認できる。

（一社）全国土木施工管理技士会連合会 < <http://www.ejcm.or.jp/> >

（公社）日本技術士会 < <http://www.engineer.or.jp/> >

（公社）土木学会 < <http://www.jsce.or.jp/> >

(3) 建設機械保有

ア 経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況：1 点

<技術重視型・地域活性型（必須項目・土木一式工事に限る）>

経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	加算点
保有台数 4 台以上	1 点
保有台数 3 台	0.9 点
保有台数 2 台	0.8 点
保有台数 1 台	0.7 点
保有なし	0 点

(ア) 経営事項審査において加点対象となる建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、移動式クレーン、大型ダンプ又はモーターグレーダーで、それぞれ所定の要件を満足するもの。）の保有状況について加点する。

(イ) 次のいずれかの書類により確認する。

a 平成 25 年 4 月 1 日以降の日を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書」の写し

b 平成 25 年 4 月 1 日以降の日を審査基準日とする「経営規模等評価申請書」の写し（受付機関の受付印の押印があるものに限る。）

c 経営事項審査申請の手引き（平成 27 年 4 月京都府）p46 の建設機械保有状況提出・提示資料に示す資料を提出。ただし、各契約書については、提示ではなく、写しの提出が必要

参考H P <http://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/1300090670178.html>

イ 当該工事使用の標準的重機の保有状況：1 点

<技術重視型・地域活性型（必須項目・舗装工事に限る）>

当該工事使用の標準的重機の保有状況	加算点
自社所有（リースによる保有を含む。）	1 点
自社所有なし	0 点

(ア) 当該工事使用の標準的重機の自社所有（経営事項審査において加点対象となる建設機械については長期リースによる保有を含む。）の状況について加点する。

(イ) 次のいずれかの書類により確認する。

a 自社所有の場合

(a) 当該建設機械の管理台帳（整備記録）の写し及び同機械の写真（機械に記された社名が判読

できるもの)

b 長期リースによる保有の場合

- (a) 平成 25 年 4 月 1 日以降の日を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書」の写し及び当該経営事項審査において提出した様式「建設機械の保有一覧表」の写し
- (b) 平成 25 年 4 月 1 日以降の日を審査基準日とする「経営規模等評価申請書」の写し（受付機関の受付印の押印があるものに限る。）及び当該経営事項審査において提出した様式「建設機械の保有一覧表」の写し
- (c) 経営事項審査申請の手引き（平成 27 年 4 月京都府）p46 の建設機械保有状況提出・提示資料に示す資料を提出。ただし、各契約書については、提示ではなく、写しの提出が必要

参考HP <http://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/1300090670178.html>

(4) 表彰

ア 京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績：1 点 <技術重視型・地域活性型（必須項目）>

	表彰実績の加算点を申請した上で同一年度内に落札した回数		
	0 回	1 回	2 回以降
優秀賞	1 点	0.3 点	0 点
奨励賞	0.5 点	0 点	0 点

- (ア) 加算点を希望する場合は、申請書にその旨を記載の上、「表彰結果通知書の写し」を提出する。
- (イ) 表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」が当該工事と一致する場合のみ加算する。

【表彰実績の有効期間】

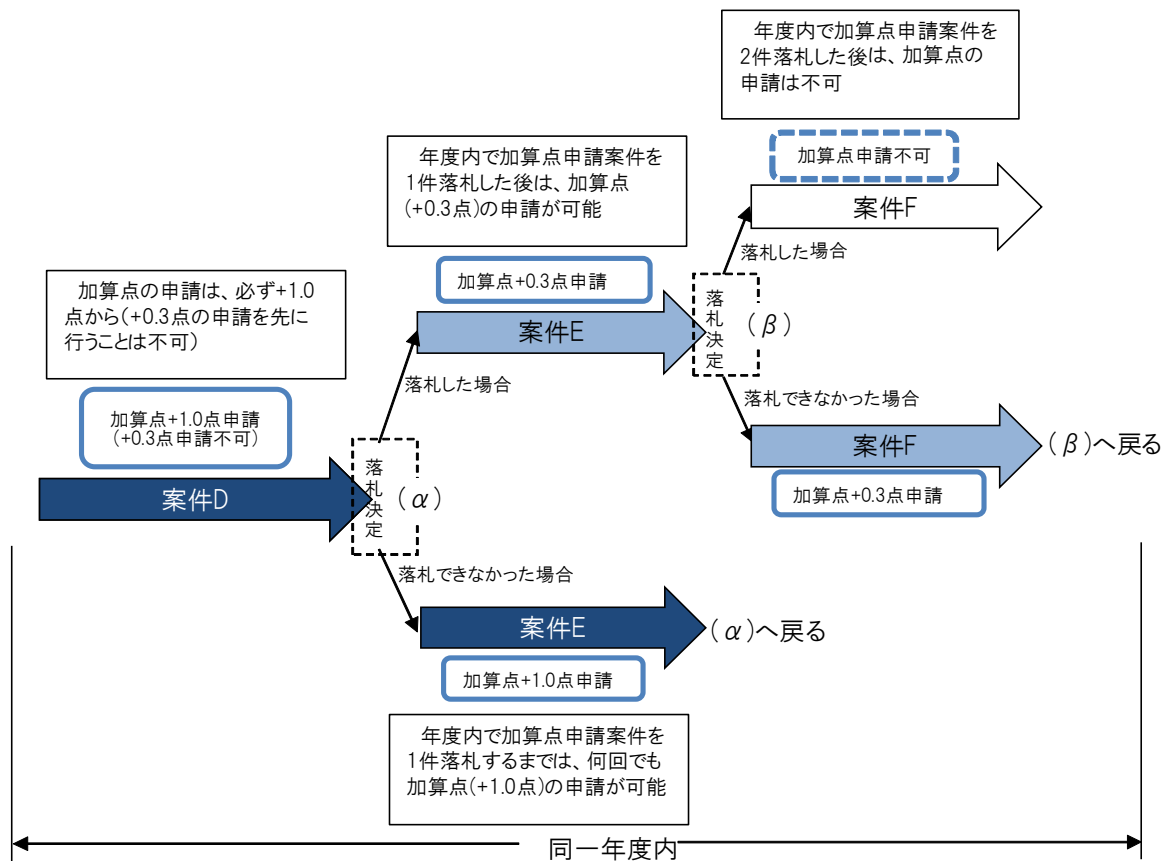
- (ウ) 表彰実績の有効期間は、表彰結果の通知日から表彰された年度の翌々年度末までに公告を行う入札までとする。（平成 27 年度においては、平成 25 年度以降の表彰が対象）

【同一年度内落札による加算点の減点】

- (工) 有効期間内の各年度毎に公告した入札において、表彰の実績の加算点を申請した上で落札した回数に応じ、加算点を減ずる。（入札公告日と落札決定日の年度が異なる場合、入札公告日の属する年度の落札とみなす。）
- (オ) 年度内に加点を受けた上で落札した場合において、次年度も当該表彰実績の有効期間内であれば、再度、表彰実績の加点を受けることができる。（優秀賞は 1 点から、奨励賞は 0.5 点の加点申請ができる。）

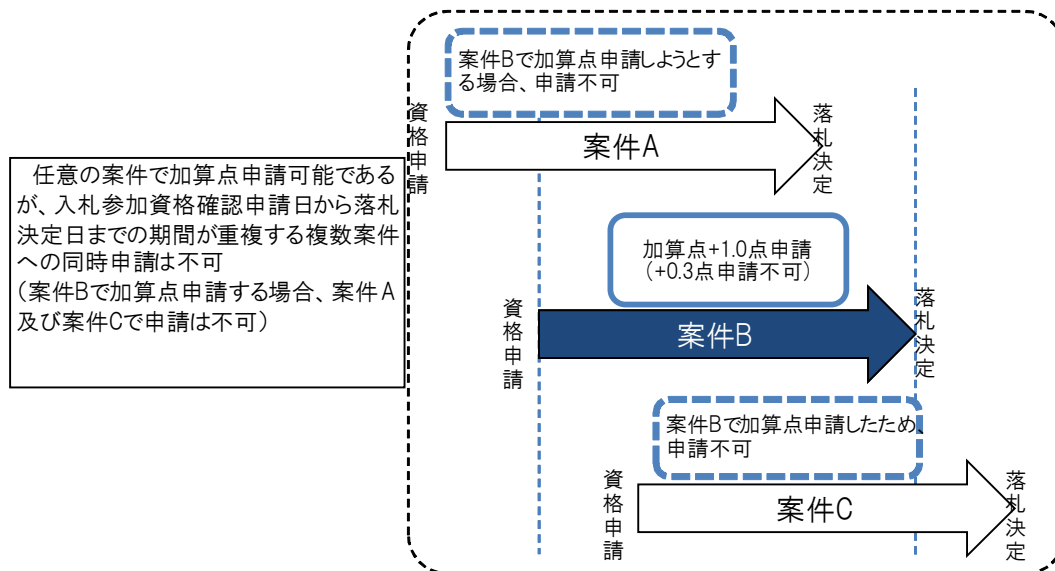
(例) 平成 26 年度に優秀賞を受賞し、その後、当該年度に表彰実績の加算点（1 点及び 0.3 点）を受けた上で 2 件落札した。

- 平成 26 年度に公告する総合評価競争入札においては、加算点の申請は不可
- 平成 27 年度に公告する総合評価競争入札においては、加算点の申請は可能



【重複申請の禁止】

- (カ) 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請日から落札決定日までの期間が重複する複数案件に同時に加算点申請することはできない。
- (キ) 優秀賞「1点」の加算点を申請した上で落札するまでの間は、同「0.3点」の加算点を申請することはできない。



【複数の表彰実績を有する場合の取り扱い】

- (ク) 有効期間内にある複数の表彰実績を有していても、加算点の申請ができる対象としては1つの実

績とする。

(ケ) 有効期間内の表彰実績として、優秀賞と奨励賞を有する場合は、優秀賞実績のみを加算点の対象とする。

(例 1) 平成 25 年度、26 年度に優秀賞を受賞

○加算点 (1 点) 申請して落札→次回以降 0.3 点の加算点申請はできるが 1 点の加算点申請はできない

(例 2) 平成 25 年度に優秀賞を、平成 26 年度に奨励賞を受賞

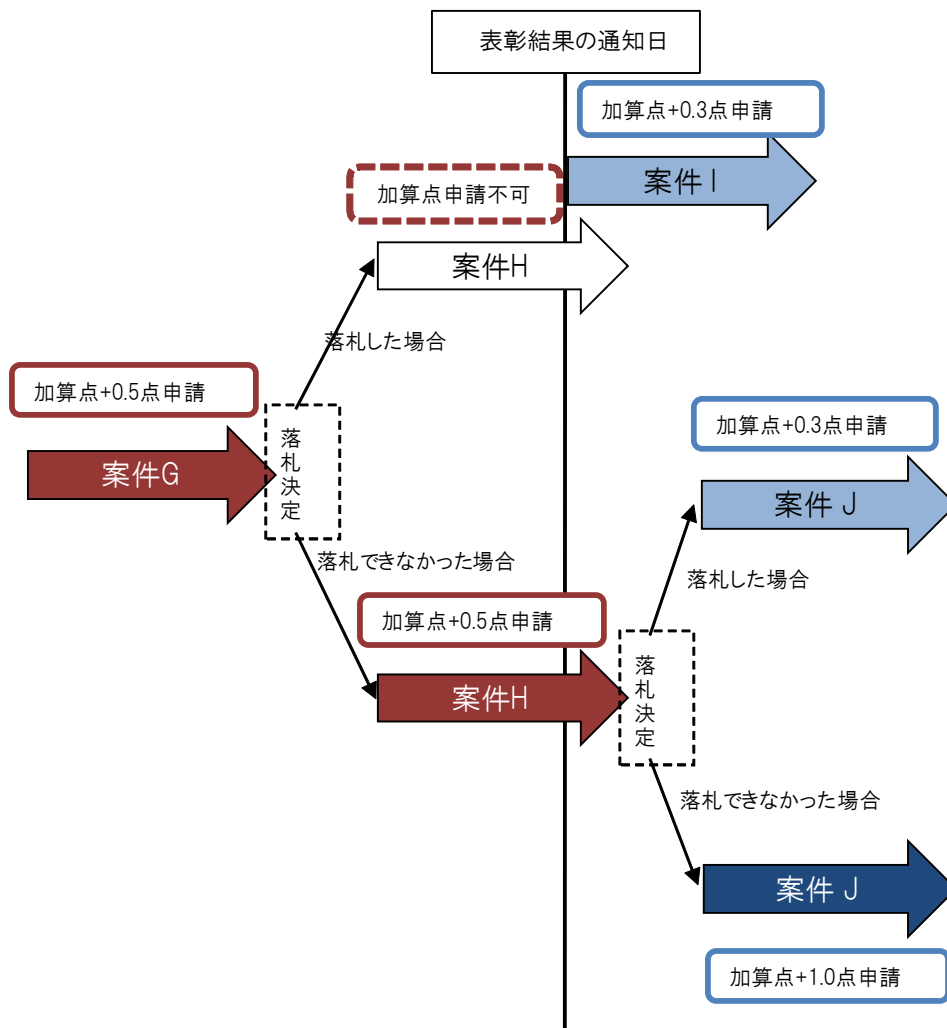
○加算点 (1 点) 申請して落札→次回以降 0.3 点の加算点申請はできるが 0.5 点の加算点申請はできない

○平成 28 年度においては、優秀賞の実績が有効期間外となるため、0.5 点での加算点申請のみ可能

【評価対象となる表彰が奨励賞のみである者が年度途中で優秀賞を受賞した場合の取り扱い】

(コ) 奨励賞実績の利用状況 (奨励賞実績の加算点を申請した上で落札した状況) に応じ、新たに受賞した優秀賞を評価

奨励賞実績の利用状況	評価内容 (下図参照)
落札実績あり	0.3 点の加算点申請のみ可能
落札実績なし	表彰後は優秀賞実績での加算点申請のみ可能



(5) 地域調達・雇用

ア 府内企業の下請：3点 <技術重視型・地域活性化型（必須項目）>

自社施工率（1－下請率）及び下請中の府内施工率の事前申告により加点

府内企業の下請状況	加算点
$\text{下請率} \times \text{府内下請率} \times 3 + (1 - \text{下請率}) \times 3$ （下請中の府内施工率） （自社施工率）	0～3点
下請率：下請契約額 ÷ 元請負額（府との契約額） 府内下請率：府内下請契約額 ÷ 下請契約額	
下請率 100%	失格

(ア) 下請率、府内下請率、加算点とも小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。

(イ) 建設工事でない契約（例：ガードマンの契約等）は、下請契約に含まない。

(ウ) 下請契約額については、「労務費」「材料費」「機械経費」「賃料」等のそれぞれ一部を含むか否かにかかわらず、下請負人との間で契約を締結する金額の総額をいう。（材工共の下請契約も、下請契約を含む。）

(エ) 府外企業にしか施工できない工種を追加した場合、実績に応じた再計算加算点を算出する際は、その増工分を控除した上で加算点を算出するものとする。

(オ) 下請契約額については、一次下請までを対象とする。

(カ) 府内下請契約額とは、主たる営業所（本店）が京都府内にある者を下請負人とする下請契約額の総額をいう。

イ 指定資材の府内調達：1点 <技術重視型・地域活性化型（必須項目）>

指定する資材が府内調達かどうかを事前申告により加点

指定資材の府内調達の状況	加算点
すべて府内調達	1点
一部府内調達	0.5点
府内調達無し	0点

(ア) 府内調達とは、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。

(イ) ひとつのプラント又は生産工場が京都府と隣接県との府県境に存在し、それぞれの敷地に跨っている場合は、その営業所が京都府内にあれば「府内調達」、京都府外であれば「一部府内調達」とする。

ウ 「技術職員数」の維持：0.5点 <技術重視型・地域活性化型（必須項目）>

技術職員数の減少状況により加点

技術職員数の減少状況	加算点
減少率 10%以内	0.5点
減少率が 10%を超えたものの内、 減少率 20%以内又は 2人以上	0.25点
減少率 20%超かつ 3人以上	0点

(ア) 3年前と比較して、「技術職員数」を維持できているか否かを評価する。

(イ) 提出資料は不要とする。ただし、次のいずれかに該当する者については、その経過がわかる資料

を別途提出すること。

- a 平成 24 年度以降に建設業許可番号を変更している者
 - b 平成 24 年度以降に商号又は名称を変更している者
 - c 平成 24 年度以降に「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づき特例措置を受けた者
 - d 平成 24 年度以降に「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第 10 条により資格を承継した者
 - e 平成 24 年度以降に会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者
- (ウ) 平成 24 年度及び平成 27 年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、全業種における 1 級技術職員数、2 級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計を比較する。
- (エ) (イ) c から e までのいずれかに該当する者については、以下の「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」のとおりとする。

「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」（別図参照）

応札者が企業合併等を行っていた場合において、雇用維持の確認に使用する経審のデータについては、原則として、合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用することとし、以下のとおりとする。

- I 2 以上の個人又は法人が会社法に基づく合併により新規法人を設立した場合（別図 I）
 - ①平成 24 年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人
 - H24：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用
 - H27：公告文どおり
 - ②平成 25,26 年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人
 - H24：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用
 - H27：公告文どおり
 - ③平成 27 年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人
 - H24：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用
 - H27：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用
- II 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合（別図 II）
 - ①平成 24 年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人
 - H24：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用
 - H27：公告文どおり
 - ②平成 25,26 年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人
 - H24：合併等により存続した法人の経審データを採用
 - H27：公告文どおり
 - ③平成 27 年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人
 - H24：合併等により存続した法人の経審データ採用
 - H27：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用
- III 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合（別図 III）
 - ①平成 24 年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人
 - H24：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用
 - H27：公告文どおり

- ②平成 25,26 年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し入札参加資格を得た存続法人
H24：合併等により消滅した法人の経審データを採用
H27：公告文どおり
- ③平成 27 年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人
H24：合併等により消滅した法人の経審データ採用
H27：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

IV 会社更生法及び民事再生法上の手続き後、入札参加資格の再認定を受けた場合
当該年度に再認定の経審データがあればそれを採用、なければ公告文どおり

工 業種毎に雇用している「技術職員数」：0.5 点 <技術重視型・地域活性型（必須項目）>
業種毎の技術職員数により加点

等級	技術職員数	加算点	等級	技術職員数	加算点
土木 S・I 等級 舗装全等級	16 人以上	0.5 点	土木 II・III 等級	6 人以上	0.5 点
	13～15 人	0.4 点		5 人	0.4 点
	10～12 人	0.3 点		4 人	0.3 点
	7～9 人	0.2 点		3 人	0.2 点
	4～6 人	0.1 点		2 人	0.1 点
	3 人以下	0 点		1 人以下	0 点

(ア) 提出資料は不要とする。

(イ) 平成 27 年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、当該業種毎に認定されている 1 級技術職員数、2 級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計により加点する。

(6) 地域への貢献

ア 地域維持業務（小修繕工事又は除雪等業務委託）の実績：1 点
<技術重視型・地域活性型（選択項目）>

地域維持業務（小修繕工事又は除雪等業務委託）の実績	加算点	番号
冬期維持管理部門の表彰有りがかつ除雪機械の保有有り	1 点	①
冬期維持管理部門の表彰有りがかつ除雪機械の保有無し	0.5 点	②
維持修繕部門の表彰有り	0.5 点	③
表彰無し	0 点	④

(ア) 加算点を受けるための申請があった場合のみ加点

(イ) 加点対象となる表彰は、工事箇所を所管する土木事務所長から贈呈された維持管理地域貢献表彰に限る。

(ウ) 加点対象となる除雪機械は、表彰対象となった府管理道路の除雪に使用していたものに限る。
(府から除雪機械の貸付を受けていた場合は対象外)

(エ) 表彰実績の有効期間は、表彰を受けた年（小修繕工事又は除雪等業務委託を行った年ではないので注意）の 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとし、当該期間に公告を行う入札において評価する。

(例) 平成 26 年度の表彰実績の有効期間

：平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで

平成 27 年度の表彰実績の有効期間

：平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで

- (オ) 表彰実績の評価を受けた上で落札した場合において、当該表彰実績の有効期間内に、再度、同じ表彰実績の評価を受けることはできない。
- (カ) 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請日から落札決定日までの期間が重複する複数案件に同時に加算点申請することはできない。
- (キ) 冬期維持管理部門及び維持修繕部門の両方の維持管理地域貢献表彰を受賞した場合、それぞれの実績について加算を受けることができるが、加算点の上限は1点とする。

(例) 申請の組合せ

- ①+③で申請することは不可、①のみ、③のみで申請することは可能
- ②+③で申請することは可能、②のみ、③のみで申請することも可能

- (ク) 冬期維持管理部門及び維持修繕部門両方の維持管理地域貢献表彰を受賞した者が同時期の2つの入札に加算点申請する場合の取扱いについては、以下の例のとおり。

①と③に該当する者の加算点申請

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6
入札1	①	③	①	③	①+③	-
入札2	③	①	①	③	-	①+③
申請の可否	○	○	×	×	×	×

②と③に該当する者の加算点申請

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6
入札1	②	③	②	③	②+③	-
入札2	③	②	②	③	-	②+③
申請の可否	○	○	×	×	○	○

イ 災害協定の締結：1点 <技術重視型・地域活性型（選択項目）>

災害協定の締結	加算点
工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員	1点
協定締結無し	0点

- (ア) 入札公告日現在、当該工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員を加点する。
- (イ) 各構成員からの申請によって加点する。
- (ウ) 加点対象者の確認は、災害協定締結団体から提出された名簿によることとし、加入証明書等の書類は求めない。

(7) その他

ア 主たる営業所の所在地：1点 <技術重視型・地域活性型（選択項目）>

主たる営業所所在地	加算点
現場の土木事務所管内	1点
現場の土木事務所管外	0点

- (ア) 工事箇所を所管する土木事務所管内に主たる営業所を有する者を加点する。
- (イ) 提出資料は不要とする。
- (ウ) 「出水時等に迅速対応が必要な河川・砂防工事」、「交通量の多い現道沿いの切土工事」など異常気象時における府民の安心・安全確保のため、緊急対応を必要とする工事のみを対象とする。

5 建設工事共同企業体の評価

(1) 建設工事共同企業体を評価する場合の取り扱い

ア 特定建設工事共同企業体を評価する場合

各評価項目（府内企業の下請け、府内資材調達の評価項目を除く。）について、構成員毎に評価し平均化した点数（構成員毎に算出した加算点を合算し、構成員数で除した点数）を特定建設工事共同企業体の加算点とする。なお、加算点については、各評価項目毎に小数第3位を四捨五入の上、小数第2位止めとする。

（例：建設機械保有）A・B・C特定建設工事共同企業体の場合

A社：7台所有で1点、B社：1台所有で0.7点 C社：2台所有で0.8点

A・B・C特定JVとしての加算点は

$(1点 + 0.7点 + 0.8点) \div 3 = 0.83点$

イ 経常建設工事共同企業体を評価する場合

経常建設工事共同企業体については、一つの企業とみなし評価する。

(ア) 配置予定技術者

実際に工事に配置される技術者を特定し評価する。

(イ) 機械保有、雇用維持、技術者数

各構成員の数値を合算の上、評価する。

(ウ) 緊急時の現場対応

代表構成員の所在地で評価する。

(エ) 京都府地域づくり優良工事施工者表彰

当該表彰受賞者同士の経常建設工事共同企業体であっても、一つの表彰実績のみを評価する。

なお、経常建設工事共同企業体を年度途中で解散した場合、解散後の単独企業の「表彰実績の加算点を申請した上で同一年度内に落札した回数」には、当該経常建設工事共同企業体における落札回数を含む。

（例1）C・D経常建設工事共同企業体でC社が優秀賞実績有り、D社が奨励賞実績有りの場合
表彰の加算点申請ができるのは、C社の優秀賞実績のみ

（例2）E・F経常建設工事共同企業体でE社F社とも優秀賞実績有り場合
表彰の加算点申請ができるのは、どちらかの優秀賞実績のみ

6 技術評価等の確認について

総合評価競争入札により発注した工事については、施工中及び検査において「施工計画」、「府内企業の下請」及び「指定資材の府内調達」について、履行状況を確認する。

(1) 入札時の申告内容等の把握

ア 施工計画

施工計画（技術提案）を求めた場合、その実施方法を施工計画書等により確認する。

（特記仕様書で規定し、初回打ち合わせ時に確認する。）

なお、提案内容の中に実施してはならないものがある場合は、当該打ち合わせ時に、その内容を実施しない旨、工事打合簿により指示する。

イ 府内企業の下請、指定資材の府内調達

入札時に受注者が申告した「府内企業の下請状況について」及び「府内資材調達状況について」を工事着手時に確認する。

(2) 府内企業の下請状況

ア 一次下請企業の確認

一次下請が府内企業か府外企業かを施工体制台帳等で確認する。

※府内企業とは、「主たる営業所」(本店)が府内にある企業をいう。

※他府県に本店があり、京都府内に建設業許可のある営業所があっても府外企業である。

(××建設(株)京都営業所との下請契約でも、本店が府外なら府外企業として取り扱う。)

(3) 指定資材の府内調達

ア 府内調達状況の確認

指定した資材の調達先が府内か府外かを、工事打合簿(材料承諾願)等により確認する。

※府内調達とは、府内で産出しあるいは府内企業により製造・加工されて出荷される材料等をいう。

※府内での会社や営業所の有無ではなく、あくまで工場やプラントの所在で判断する。

(4) 完成検査

ア 実績報告の提出

施工計画(技術提案)を求めた場合、その提案の履行が確認できる資料を作成・提出の上、検査時に履行状況の確認を行う。

また、府内企業の下請、府内資材調達についても、同様に、所定の様式を作成・提出の上、検査時に履行状況の確認を行う。

イ 工事成績評定

履行状況の確認の結果、入札時の申請内容と相違がある場合、工事成績評定を減点することがある。

7 履行状況による成績評定の減点について

(1) 減点方法

「施工計画」、「府内企業の下請」及び「指定資材の府内調達」の各項目において、入札時の申告内容が履行されなかった場合は、工事成績評定を減点することがある。

減点方法は、8点の減点を最大として、履行状況に応じて決定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (a - \beta) / a \quad (\text{少数点以下第2位四捨五入少数1位止め})$$

a : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

ただし、「府内企業の下請状況について」の評価は、その項目のみで $0 < a - \beta \leq 0.3$ の場合は、減点しない。

また、受注者の責めに帰さない事由により履行不能となった場合は、減点しない。

(2) 減点計算例

例1 入札時	:	府内下請	3
		資材調達	1
		加算点合計	7.5

履行状況 : 府内下請 2.7 → $3.0 - 2.7 = 0.3$ 減点なし

資材調達 0.5
 加算点再計算 7.0 (資材調達のみ一部不履行)
 減点 : $8 \times (7.5 - 7.0) \div 7.5 = 0.53\cdots \rightarrow 0.5$ 点の減点
 例2 入札時 : 府内下請 3
 資材調達 1
 加算点合計 8.0
 履行状況 : 府内下請 2.0 $\rightarrow 3.0 - 2.0 = 1.0 > 0.3$ 減点あり
 資材調達 0
 加算点再計算 6.0
 減点 : $8 \times (8.0 - 6.0) \div 8.0 = 2.0 \rightarrow 2.0$ 点の減点

8 よくある質問と回答

Q 1 自社の技術評価点の内訳を知りたい。

A 1 発注機関の窓口において、所属会社及び氏名を証明するものを提示（照会文の提出は不要）の上、職員から口頭による回答を行う。なお、電話での回答には応じない。
 施工計画の配点（品質確保、施工計画等の各項目毎の点数。ただし、評価内容までは回答しない。）、地域点、配置予定技術者配点、雇用点機械保有点、運転技術者保有点等を回答する。

Q 2 失格となった入札について、自社の技術評価点の内訳を知りたい。

A 2 A 1 と同様の取扱いとする。

Q 3 施工計画点について、どのような観点で配点されたか。

自社の提案は、もっと高い配点をいただけたらと思っていた。

A 3 配点については、「工事内容の理解の程度」、「現場熟知の状況」、「施工上のポイントの把握」などの点から、審査している。

なお、施工計画点の配点に当たっては、審査過程においては、恣意性を排除するため、入札参加者名を伏せて評価している。

Q 4 他の入札参加者の配点の内訳を知りたい。

A 4 落札結果等の公表内容については、すでにホームページで公表している「京都府総合評価競争入札試行要綱」において、「入札参加者名及び落札者名」、「各入札参加者の入札金額及び落札金額」、「各入札参加者の技術評価点」、「各入札参加者の評価値」としている。これ以外のことは、公表対象とはしていない。

Q 5 他の入札参加者の技術提案についての情報を知りたい。

A 5 他の入札参加者の技術提案については、各入札参加者個々の技術力、ノウハウが記載されており、公表することとしていない。

Q 6 国においては、総合評価の審査内容を通知するように改正されたが、府は行わないのか。

A 6 簡易型については、従来通り通知しない。標準型（国が総合評価を実施しているレベルのもの）については、必要に応じて通知している。

- Q 7 総合評価入札委員会の審査の概要を知りたい。
- A 7 審査委員会の議事概要については、京都府のホームページにおいて公開している。
- Q 8 次年度以降の総合評価入札の取り組み方針は。
- A 8 本年度の試行事案の検証を行う中で、判断することとなる。
- Q 9 工事成績評定の通知書を紛失したが、再発行してもらえるのか。
- A 9 京都府工事であれば、工事を特定（工事名・工事番号など）した上で、発注の土木事務所で写しが交付できる。
- 成績評定については工事検査完了後に閲覧に供しているものであり、情報公開請求により公開・非公開の判断しなくても情報提供できる内容である。閲覧した書類が残っておれば、写しを交付する。既に処分されていても、当該成績評定の書類に記された内容について、奥書証明ができる。
- Q 10 主任技術者または監理技術者として従事した証明について、コリンズは認められるのか。
- A 10 技術者従事の証明資料及び対象工事金額を証明する資料として、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「工事カルテ受領書」を認める。ただし、具体的な工事内容の実績を証明する資料としては、認めていない。
- ※ 例えば、トンネルの施工実績とか、Om以上の杭の施工実績というような場合の証明は、CORINS を認めない。
- Q 11 建設機械の自社保有の項目について、排出ガス対策型でない古い機械ならば所有しているが、評価対象となるか。
- A 11 評価対象となる。経営事項審査における建設機械の保有状況について、排出ガス対策型以外の機械についても認めていることを鑑み、当面の間、総合評価競争入札においても評価対象とする。
- Q 12 京都府と隣接県との両方の敷地に跨るアスファルトプラントからの合材購入は、府内調達と認められるか。 ※ 府県境に存するプラントの場合であり、両府県に複数のプラント・工場を持つ場合ではない。
- A 12 当該府県境に跨るプラント・工場の一連の敷地のうち、営業所が京都府側にあれば、「府内調達」と認める。京都府外であれば、「一部府内調達」とする。
- Q 13 「京都府地域づくり優良工事施工者表彰」を受賞しているが、表彰結果通知書を紛失した。表彰状の写しで良いか。
- A 13 不可。当該入札の参加資格認定業種と表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」が一致する必要があるが、表彰状には記されていない（土木一式、舗装等の業種）。再発行はできないが、奥書証明は発行できるので相談されたい。

○ 平成27年度総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(土木一式)平成27年4月1日適用

<技術重視型:4500万円以上>

<地域活性型:2500万円以上(4500万円以上)>

<地域活性型:1000万円~2500万円>

加算点評価項目		必須	選択	評価内容	加算点	
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	2 1.5	
	施工管理・安全管理等	(●)	※●	必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	1 0 失格	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点(H12以降に完工) <地域活性型Bの場合> 所有する国家資格	●		80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満 65点未満 または 実績なし	1 0.9 0.8 0.7 0.6 0.5 0.4 0	
	技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15~29単位 2年間の取得単位15単位未満	0.8点 0.5点 0点	
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	●		保有台数4台以上	1	
				保有台数3台	0.9	
				保有台数2台	0.8	
				保有台数1台	0.7	
				保有無し	0	
表彰	京都府地域づくり 優良工事施工者表彰	●		優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	
				奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)	
				なし	0	
地域調達・雇用	府内企業の下請	●		下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	
				下請率100%	失格	
	府内資材調達	●		すべて府内調達	1	
				一部府内調達 府内調達なし	0.5 0	
	雇用	「技術職員数」の維持(H26:H23)	●		職員数の減少率10%以内	0.5
					職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0.25 0
各業種毎に雇用している「技術職員数」(H26)		●		※2	技術職員数16人以上	0.5
					技術職員数13~15人 技術職員数10~12人 技術職員数7~9人 技術職員数4~6人 技術職員数3人以下	0.4 0.3 0.2 0.1 0
地域への貢献	地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績 ※3.5 災害協定の締結 ※4.5	●		冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り 冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し 維持修繕部門の表彰有り 表彰無し	1 0.5 0.5 0	
				工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	1 0	
その他	緊急時の現場対応	●		※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	
				現場の土木事務所管内	1	
				現場の土木事務所管外	0	
加算点満点計					(14.8) 最大15点	

評価内容		加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	2	2点
	1.5	
	1	
	0	
	失格	
80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満 65点未満 または 実績なし	1	1点
	0.9	
	0.8	
	0.7	
	0.6	
	0.5	
	0.4	
	0	
2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15~29単位 2年間の取得単位15単位未満	0.8点	0.8点
	0.5点	
	0点	
保有台数4台以上 保有台数3台 保有台数2台 保有台数1台 保有無し	1	1点
	0.9	
	0.8	
	0.7	
	0	
優秀賞 受賞あり(回数制限) 奨励賞 受賞あり(回数制限) なし	1(0.3)	1点
	0.5(0)	
	0	
下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	3点
	失格	
	失格	
すべて府内調達 一部府内調達 府内調達なし	1	1点
	0.5 0	
職員数の減少率10%以内 職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0.5	0.5点
	0.25	
	0	
	0	
技術職員数6(16)人以上 技術職員数5(13~15)人 技術職員数4(10~12)人 技術職員数3(7~9)人 技術職員数2(4~6)人 技術職員数1(3人以下)人	0.5	0.5点
	0.4	
	0.3	
	0.2	
	0.1	
	0	
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り 冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し 維持修繕部門の表彰有り 表彰無し	1	1点
	0.5	
	0.5	
	0	
工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	1	1点
	1	
	0	
※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	1点
	1	
	0	
加算点満点計		(12.8) 最大13点

評価内容		加算点	
1級 国家資格者 2級 国家資格者 その他技術者	1 0.5 0	1点	
	0.8点		0.8点
	0.5点		
0点			
保有台数4台以上 保有台数3台 保有台数2台 保有台数1台 保有無し	1	1点	
	0.9		
	0.8		
	0.7		
	0		
優秀賞 受賞あり(回数制限) 奨励賞 受賞あり(回数制限) なし	1(0.3)	1点	
	0.5(0)		
	0		
下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	3点	
	失格		
	失格		
すべて府内調達 一部府内調達 府内調達なし	1	1点	
	0.5 0		
職員数の減少率10%以内 職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0.5	0.5点	
	0.25		
	0		
	0		
技術職員数6人以上 技術職員数5人 技術職員数4人 技術職員数3人 技術職員数2人 技術職員数1人	0.5	0.5点	
	0.4		
	0.3		
	0.2		
	0.1		
	0		
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り 冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し 維持修繕部門の表彰有り 表彰無し	1	1点	
	0.5		
	0.5		
	0		
工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	1	1点	
	1		
	0		
※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	1点	
	1		
	0		
加算点満点計		(10.8) 最大11点	

加算点満点計欄上段()内は、CPDの加算点を最大0.8点としている期間における最大点

※1:地域活性型においては、必要に応じ1項目を設定

※2:4,500万円以上の土木一式工事で地域活性型を実施する場合は、「技術職員数」は技術重視型の評価内容を適用する。

※3:表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。また、除雪機械の保有は、表彰対象となった府管理道路の除雪に使用していたものに限る。(府から除雪機械の貸付を受けていた場合は対象外)除雪業務に密接に関連する道路工事等に適用する。

※4:災害協定に基づく出動要請を行った被災箇所における災害復旧工事等に適用する。

※5:「地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績」と「災害協定の締結」とは重複して評価対象としない。

○ 平成27年度総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(ほ装)平成27年4月1日適用

<技術重視型:4500万円以上>

<地域活性型:1000万円以上>

加算点評価項目		必須	選択	評価内容	加算点	
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	2 1.5	2点 × 2
	施工管理・安全管理等	(●)	※ ●	必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	1 0 失格	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点(H12以降に完工) <地域活性型Bの場合> 所有する国家資格	●		80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満 65点未満 または 実績なし	1 0.9 0.8 0.7 0.6 0.5 0.4 0	1点
	技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15~29単位 2年間の取得単位15単位未満	0.8点 0.5点 0点	
建設機械保有	当該工事に使用する標準的な建設機械(重機)の保有状況	●		自社所有(1台以上)(リースによる保有含む) 自社所有でない	1 0	1点
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	●		優秀賞 受賞あり(回数制限) 奨励賞 受賞あり(回数制限) なし	1(0.3) 0.5(0) 0	1点
地域調達・雇用	府内企業の下請	●		下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め] 下請率100%	3 5 0 失格	3点
	府内資材調達	●		すべて府内調達 一部府内調達 府内調達なし	1 0.5 0	
	雇用	●		「技術職員数」の維持(H26:H23) 各業種毎に雇用している「技術職員数」(H26)	職員数の減少率10%以内 職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上 技術職員数16人以上 技術職員数13~15人 技術職員数10~12人 技術職員数7~9人 技術職員数4~6人 技術職員数3人以下	0.5 0.25 0 0.5 0.4 0.3 0.2 0.1 0
地域への貢献	地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績 ※2	●		冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り 冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し 維持修繕部門の表彰有り 表彰無し	1 0.5 0.5 0	1点
加算点満点計					(13.8) 最大14点	
						(11.8) 最大12点

加算点満点計欄上段()内は、CPDの加算点を最大0.8点としている期間における最大点

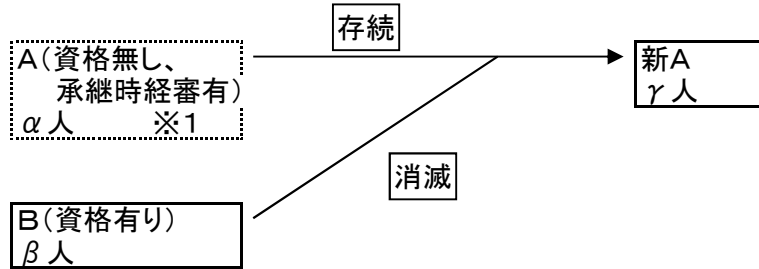
※1:地域活性型においては、必要に応じ1項目を設定

※2:表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。また、除雪機械の保有は、表彰対象となった府管理道路の除雪に使用していたものに限る。(府から除雪機械の貸付を受けていた場合は対象外)

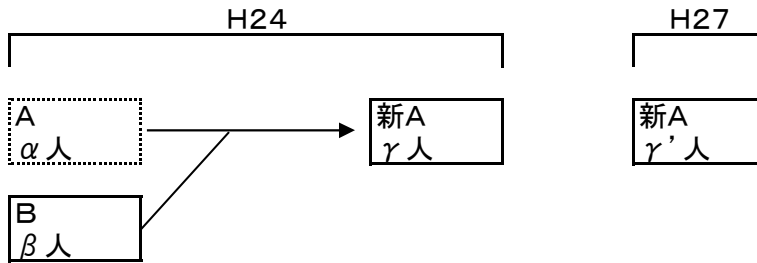
特記仕様書記載事項

項目	記載例
総則	<p>(技術提案の履行)</p> <p>1 総合評価競争入札の工事の場合、請負者は提案した技術資料の施工上の課題に係る技術的所見（以下「技術提案」という。）を履行しなければならない。</p> <p>2 請負者は、技術提案の実施方法を記載した計画書を施工計画書に併せて監督職員に提出するとともに、工事を完成したときは、履行が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3 請負者の責めにより技術提案を履行できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。なお、標準型については、違約金の徴収を行うものとする。</p> <p>※総合評価競争入札（技術重視型、地域活性型（施工計画あり））の場合に記載する。</p> <p>(府内資材の調達について)</p> <p>1 総合評価競争入札の工事の場合、請負者は府内調達すると記載した資材について、府内調達したことを証する伝票等と実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 請負者の責めにより、府内調達すると記載した資材が府内調達できなかった場合、または、府内調達を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。</p> <p>※総合評価競争入札の場合に記載する。</p>
施工計画書	<p>(施工体制台帳)</p> <p>1 総合評価競争入札の工事の場合、請負者は請負額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体制図を作成し、監督職員に提出しなければならない。＜施工体制台帳には、2次以下の下請契約書も添付が必要＞</p> <p>2 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定の減点を行うものとする。また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものと取り扱うものとする。</p> <p>※総合評価競争入札の場合に記載する。</p>

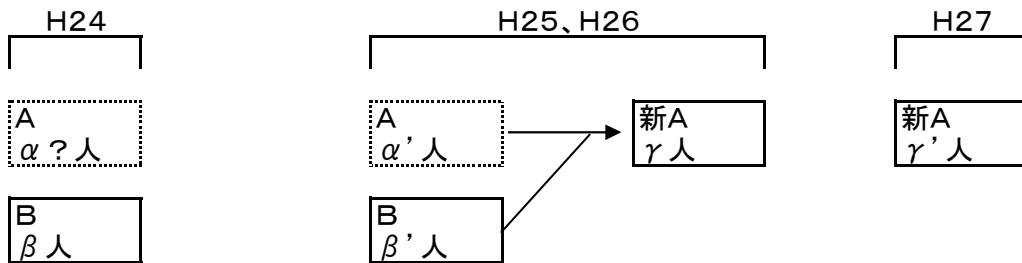
ケースⅢ 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合



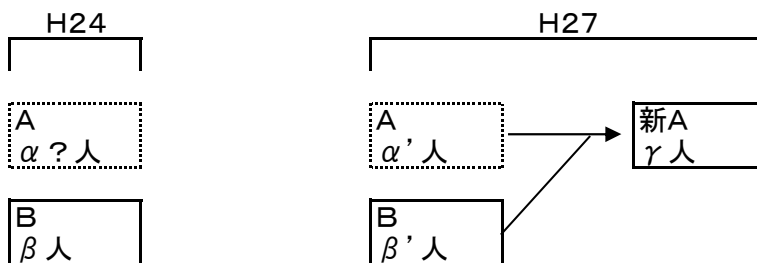
ケースⅡ-① r と r' で比較



ケースⅡ-② β と r' で比較



ケースⅡ-③ β と r で比較



※Aについては、必ずしも、経審データが存在するわけではないため、Bのデータを採用すること
※新Aについては、名称変更により、必ずしもAと同名ではない(社名のみBになっている等)ので注意